

令和6年度事業計画

<基本方針>

わが国では、急速な人口減少や少子高齢化を迎え、単身世帯の増加、地域や家族のつながりの希薄化、物価の高騰など社会情勢が変化する中で、孤独死、ひきこもり、社会的孤立、生活困窮など複雑かつ重層化した生活課題が顕在化しています。また、自然災害も頻発しており、住民同士がつながり、相互に役割をもって支え合えるよう、地域活動の基盤を整えていくことが必要となっています。

本会は、公共性の高い、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民をはじめ、あらゆる関係機関との協働により、地域における生活課題の解決に取り組み、誰もが住み慣れた地域で共に支え合い、安心安全にいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進してまいります。

<重点事業>

1. 地域福祉活動の推進
2. ボランティアセンター事業の推進
3. 地域包括支援センターの運営
4. 地域活動支援センターの運営
5. 居宅介護支援事業の経営

<事業内容>

1 法人運営に関する事業について

理事会、評議員会などを適宜開催し、役員及び事務局が一体となった事業の企画・立案、実施の強化を図ります。

(1) 法人運営について

- ・理事会の開催
- ・評議員会の開催
- ・監査会の開催
- ・正副会長会議の開催
- ・評議員選任・解任委員会の開催
- ・外部監査
- ①宮城県による指導監査
- ②大衡村による実地検査

(2) 部会の開催について

- ・総合企画部会
- ・福祉推進部会
- ・財政部会
- ・広報部会

(3) 会員の加入促進について（一般会員・賛助会員・特別会員）

住民の参画と協力のもと地域福祉活動が推進できるよう、社協会費についてわかりやすく周知し、一般・賛助・特別会員の加入促進や自主財源の確保に努めます。

(4) 役職員への研修について

- ・宮城県社会福祉協議会主催の役職員研修会参加
 - ・仙台地方並びに黒川地域社会福祉協議会連絡会主催の役職員研修会参加
- (5) 福祉サービスに関する苦情解決の体制について
- ・福祉サービスに関する苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置
 - ・第三者委員の配置

2 広報・啓発事業について

本会で発行する広報誌「おおひら社協だより」を村内全世帯と村内立地企業に配布し、社会福祉に対する啓発推進を図ります。またホームページを活用して情報発信をします。

社協だよりの発行（4回／年）

発行予定	第1回	2024年	4月下旬	第2回	2024年	7月下旬
	第3回	2024年	10月下旬	第4回	2025年	1月下旬

3 高齢者生活支援・地域福祉活動推進事業について

支援が必要な高齢者等へのサービス提供や、地域で活動する住民、団体への支援、住民の参加や交流を促進する事業を行います。

(1) ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業（5回／週）大衡村受託事業

(2) ひとり暮らし交流会（3回／年）

(3) ひとり暮らし高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス（1回／年）大衡村受託事業

(4) 軽度生活援助事業 大衡村受託事業

(5) 安心見守り事業

関係機関と連携を図りながら、生活に課題や困難を抱える方について訪問や見守りを行い、必要な支援につなげます。

(6) 福祉公開セミナー（1回／年）

大衡村全村民を対象に、福祉に関するテーマで研修会を開催します。

(7) 関係福祉団体への助成

①大衡村老人クラブ連合会

②大衡村ボランティア友の会

③大衡村婦人会

④ボランティアグループたんぼぼ

⑤大衡村更生保護女性会

(8) 各行政区への地域福祉活動費助成

14行政区に対し、地域福祉活動費として助成します。

(9) 世代間交流会（1回／年）

子どもから高齢者までの異なる世代の住民が交流し、地域でのつながりづくりを推進します。

(10) 在宅介護者のつどい（3回／年）大衡村受託事業

在宅で寝たきりや認知症の家族等をかかえている介護者が、悩みや不安を語り合

い、情報交換と心身のリフレッシュを図ります。

(11) 地域福祉活動支援事業

地域包括支援センターが行う生活支援体制整備事業と連携を図りながら、住民が行う地域福祉活動の支援を行います。

(12) 福祉教育推進事業

車椅子、白杖、高齢者疑似体験セットの貸し出しや、学校で行う福祉に関する学習への協力、住民への出前講座等を行い、福祉への理解と関心を高めます。

4 生活援護事業について

(1) 生活安定資金の貸付

低所得世帯に対し、5万円を上限に、無利子で生活費の貸付を行います。

(2) 生活福祉資金の貸付

実施主体は宮城県社会福祉協議会であり、低所得世帯に対し、無利子並びに低利子で貸付を行う事業で、本会は事務手続きを行います。

(3) 生活相談所の開設

第1水曜日から第4水曜日までの月4回、生活相談員・人権擁護委員・行政相談委員で構成される生活相談所を開設し、住民の相談に応じます。

(4) 福祉なんでも相談事業

様々な困りごとに関して、来所、訪問、電話、メールでの相談を受け付けます。

(5) 生活困窮者支援事業（新規）

生活困窮者からの相談を受け付け、宮城県自立相談支援センターと連携しながら、各種制度やサービス、フードバンク等の利用支援を行います。

(6) 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

宮城県社会福祉協議会と連携し、高齢の方や障害を持った方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理を生活支援員がお手伝いします。

5 福祉用具等貸出事業について

介護保険利用対象者以外の方に車イス・特殊寝台（手動）を無料で貸し出しします。また、村内の団体等にレクリエーション用品等の貸し出しを行います。

6 共同募金事業について

大衡村共同募金委員会の事務局を社協内に設置し、村内における共同募金運動を展開します。

(1) 大衡村共同募金委員会の運営について（新規）

・運営委員会の開催 ・審査委員会の開催 ・監査会の開催

(2) 募金運動について

①赤い羽根共同募金運動

10月から12月までの3ヶ月間、住民の皆様や村内事業所、職場等に協力を依頼し、県内及び村内の地域福祉活動や福祉施設、福祉団体、大規模災害時の活動等の支援に活用される募金運動を行います。

②歳末たすけあい募金運動

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らせるよう、住民の皆様や村内事業所等に協力を依頼し、募金活動を行います。寄せられた募金を村内の高齢者・障がい者、母子父子世帯、災害被災者等への配分に活用します。

7 関係福祉団体との連携について

事務局を預かる各種団体の活動を支援し、地域福祉活動の推進を図ります。

【団体事務局】

①大衡村老人クラブ連合会

②大衡村ボランティア友の会

③大衡村民生委員児童委員協議会

④ボランティアグループたんぼぼ

8 法定外援護事業について

金銭等を消費または遺失した行旅人に対し面接を行い、申請により必要に応じて旅費500円を貸与します。

9 ボランティアセンター事業について

ボランティアに関する相談や活動のマッチング、研修会の開催により、村内のボランティア活動を推進します。また災害発生時には災害ボランティアセンターを立ち上げます。

(1) ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア担当職員を配置し、ボランティア活動に関する相談受付、マッチング、連絡調整等を行います。
- ・ボランティア保険の加入促進を図ります。

(2) 研修・育成

- ・ボランティア活動に必要な知識や技術などの各種講座、研修会などを開催します。

(3) 災害ボランティアセンター設置・運営

- ・大衡村との協定に基づき、災害時に災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。

10 大衡村地域包括支援センター運営事業について 大衡村受託事業

社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員を配置し、高齢者の総合的な相談支援や介護予防の各種事業、関係機関の連携推進を行います。

(1) 指定介護予防支援業務

介護保険における要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を送れるよう支援します。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等を対象とし、要介護状態になることを予防するため、多様なサービスの提供を行ないます。

①通所型サービス A (はつらつ塾)

②通所型サービス C (元気アップ教室)

(3) 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防や日常生活支援が必要な利用者を把握し、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

(4) 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続出来るよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。また、地域生活課題の把握に努めながら相談支援を行います。

(5) 権利擁護事業

住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持するために、権利擁護に係る相談や情報提供をはじめ、高齢者虐待防止、消費者被害防止及び成年後見制度の普及・啓発に努め、高齢者の人権擁護の推進を行います。

(6) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者に係る保健・医療・福祉などに関する多様な支援を総合的・包括的・継続的に提供するための体制を整え、地域の介護支援専門員を支援します。

(7) 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象とし、日常生活動作の向上や社会参加、生きがい作りを目的に介護予防サービスを実施します。

①いきいきサロン

②脳トレ楽習教室

③介護予防リハビリ指導

(8) 地域ケア会議推進事業

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のための支援として地域ケア個別会議の開催、村が実施する地域ケア推進会議への協力を行います。

(9) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を図ります。

(10) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター（第1層コーディネーター）を配置し、地域資源開発、ネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチング等の多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施し、地域における一体的な生活支援サービスの提供体制の整備を行います。

(11) 認知症総合支援事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援します。

①認知症初期集中支援事業

②認知症地域支援・ケア向上推進事業

ア 認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座

イ 認知症カフェ「みかんカフェ」

ウ 認知症ケアパス「認知症支援ガイド」

1.1 大衡村地域活動支援センター運営事業について 大衡村受託事業

障害者総合支援法に基づき、障がい者及びその家族等が通所することにより、地域生活への移行推進、自主生活の促進が図られるよう各種事業に取り組みます。

(1) 創作・生産活動支援事業

利用者の利用目的に応じた創作的活動、生産活動、自主的活動等を行う場を提供し、社会参加の促進を図るための活動支援を行います。

(2) 子育て支援事業

障がい児の日中預かり事業を実施し、社会に適應するための日常的な訓練等の多様な福祉サービスの提供を行うことにより、家族の負担軽減を図り障がい児とその家族の生活を支援します。

(3) 母子等育児支援事業

育児に悩みや不安を抱える母子等の相談や通える場の提供、送迎の他、必要な支援を行います。

(4) もみじ会活動事業

村内に在宅している障がい者、こころに悩みや不安をお持ちの方の相談や余暇活動、交流活動を支援します。

(5) 障がい者交流事業

障がい者や社会との関わりを持つ機会の少ない方等の居場所づくりを行い、地域住民との交流の場等を設け、社会参加の促進を図ります。

(6) ひきこもり支援事業（新規）

ひきこもり状態にある本人及びその家族等の居場所づくりを行い、つながりの回復に向けて支援します。

①居場所づくり（フリースペースおおひらの運営）

②住民向け研修会の開催

(7) 障がい者相談支援事業

相談支援専門員が障がい者のサービス利用に関するご希望や目標を伺い、サービス等利用計画、障がい児支援利用計画の作成を行います。

(8) 地域活動支援センター内外管理事業

地域活動支援センターの内外管理業務を行います。

1 2 居宅介護支援事業について

介護保険法に基づき、要介護認定を受けた人が自宅で介護サービスなどを利用しながら生活できるよう支援します。

(1) 居宅サービス計画の作成

大衡村・富谷市・大和町・大郷町の要介護認定を受けた方を対象に、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるようケアマネジャーが訪問し相談を受けながら、医療・保健・福祉機関との連携を図り、居宅サービス計画の作成、並びにモニタリングを行います。

(2) 介護支援専門員実務研修実習生受入れ

宮城県ケアマネジャー協会からの依頼を受け、介護支援専門員実務研修実習生を受入れ、主任介護支援専門員がケアマネジメントの過程に沿った各段階で必要な視点や手法を指導します。